

宇都宮市入札制度合理化対策実施要領第9条
における事務取扱い及び認定の基準

入札制度合理化対策実施要領第9条により、設計受託者が、関連会社の報告をする際の事務取扱い及び認定の基準は、次により行うものとする。

第1条 設計の範囲

この事務取扱い及び認定の基準でいう「設計」とは、直接発注に係る実施設計をいうものとする。

第2条 報告書の提出

報告は、関連建設業者報告書（様式第1号）に必要事項を記入させ、当該契約の締結までに契約課に提出させるものとする。なお、提出後において、記載内容に変更があった場合も同様とする。

第3条 関連建設業者認定の基準

- (1) 設計受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を所有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。（100分の50を超える株式を有し、又は出資している者が存在しない場合において他の株主又は出資者よりも特に抜きんでて株式を有し、又は出資している建設業者を含む。）
- (2) 設計受託者の代表権を有する役員が、建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- (3) その他設計受託者と建設業者との間において、特別な提携関係があると認められる場合には、当該建設業者については、その実態により判断するものとする。

附 則

この基準は、昭和57年8月20日から施行するものとし、この基準の施行の日において、既に契約を締結し納期が未到来のものについて適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

関 連 建 設 業 者 報 告 書

内 訳 区 分		記 載 内 容			
関 連 建 設 業 者 と の 関 係	資本との関連	建 設 業 者 名	株 式 総 数 出 資 総 額	所 有 株 数 出 資 額	割 合
	株式（総額に 対する割合） 出資（総額に 対する割合）				
	人事面の関連	建 設 業 者 名			
	代表権を有する 〔役員の兼務状況〕				
	そ の 他	建 設 業 者 名	関 係 内 容		
	特別な提携 〔関 係〕				
宇都宮市入札制度合理化対策実施要領第9条に基づく関連会社を、上記のとおり報告します。 年 月 日 宇都宮市長 様 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印					

記載要領

- 1 「資本との関連」の欄は、貴社の株式を有し、又は出資している建設業者名を記入すること。
- 2 「人事面の関連」の欄は、当該代表権を有する役員が、建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合に、その建設業者名を記入すること。
- 3 「その他」の欄は、できるだけ詳しく記入すること。
- 4 上記の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。